

17 家 第 495号

平成17年10月24日



小郡三井医師会

会長 丸 山 泉 様

久留米市長 江 藤 守 國

(担当：家庭子ども相談課)



久留米市要保護児童対策地域協議会（仮称）参加のお願いについて

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご協力いただき深く感謝いたしております。

さて、久留米市では、児童虐待の対策のため要保護児童対策地域協議会（仮称）を今年度、立ち上げる予定にしております。この協議会は、児童虐待相談件数の急増により、緊急かつ高度な専門的対応が求められており、本市におきましても、市内の要保護児童の適切な対応を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応、保護、自立支援のための必要な情報交換や支援の内容に関する協議を行なうものです。

つきましては、業務ご多忙中誠に恐縮に存じますが、貴団体におきましても構成機関の一つとして参加していただきたくお願い申し上げます。

なお、貴団体より協議会に参加いただく委員の推薦を後日お願いする予定にしております。お忙しいと思いますが、趣旨をご理解の上、何卒ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ

久留米市子育て支援部家庭子ども相談課

担当 浦部・小倉

TEL 0942-30-9063

要保護児童対策地域協議会（仮称）の設置について

1. 児童福祉法の改正

児童虐待相談件数の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。

このような背景を元に平成 16 年 12 月児童福祉法が改正され、平成 17 年 4 月施行され、市町村の役割が大きなものとなった。

（児童福祉法改正のポイント）

- ・ 児童虐待予防、早期発見、保護、自立支援に至る一連の取り組みを視野に入れ、児童相談所一極集中から、比較的軽微なケースについては、住民に身近な市町村業務として位置付けられ市町村の役割が強化された。
- ・ 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、市町村において「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関の情報の共有化、適切な連携、守秘義務の明確化を図ることを規定
- ・ 中核市程度の人口規模(30 万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市も児童相談所を設置することができる。・・・平成 18 年 4 月 1 日施行。

2. 今後の市の取り組み

- ・ 予防・早期発見に重点をおいた活動の推進
 - 乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な援助活動を行う。
 - 関係機関等（保健、医療、福祉等）の役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止あるいは的確な支援を行うために要保護児童対策地域協議会（仮称）を設立・運営する。
- ・ 相談・通告への対応
- ・ 調査
- ・ 援助方針の決定、実施など

3. 要保護児童対策地域協議会の設立・運営

(1) 地域協議会の意義

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことになるため、次のような利点がある。

- ① 要保護児童の早期発見
- ② 要保護児童等に対する迅速な支援の開始
- ③ 各関係機関等の情報の共有化
- ④ 各関係機関等の中でのそれぞれの役割分担についての共通理解
- ⑤ 各関係機関等の同一認識、役割分担での支援によるより良い支援
- ⑥ 各関係機関等の分担による個別ケースへの関わりでの各機関の限界・大変さの分かち合い
- ⑦ 構成員及び構成員であった者への守秘義務、違反した場合の罰則規定 など

(2) 地域協議会の構成機関及び役割

別紙のとおり

(3) 今後のスケジュール

17. 10月 関係団体へ協議会参加の要請
- 11月 各団体へ構成員の推薦依頼
- 12月 推薦された方へ就任承諾依頼
18. 1月初旬 代表者会議開催案内送付
- 2月初旬 第1回代表者会議開催

参考 久留米市における児童虐待相談の現状

		14年度	15年度	16年度
相談課 家庭子ども	子ども相談件数	219	439	387
	虐待相談（内数）	56	148	175
	割合	25.6%	33.7%	45.2%
久留米市分	子ども相談件数	1,290	995	1,007
	虐待相談（内数）	84	90	97
	割合	6.5%	9.0%	9.6%

久留米市要保護児童対策地域協議会（仮称）

代表者会議（定期的）

構成メンバー（機関代表者等）

- 久留米市子育て支援部長・健康福祉部長・教育部長・市民部長
- 久留米児童相談所の代表者
- 県久留米保健福祉環境事務所高齢者児童家庭課の代表者
- 久留米・うきは・城島・小郡警察署の代表者
- 久留米・うきは・小郡三井・大川三階医師会の代表者
- 久留米市民生委員・児童委員協議会の代表者
- 久留米市私立幼稚園・保育所連盟の代表者
- その他市長が指定する者

内容

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営される為の環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

会議における協議事項として、次のようなものが考えられる。

- 虐待の発見から援助、解決に至るシステムの検討
- 実務者会議からの活動報告と評価
- ネットワーク活動の課題、問題点の解決策の検討
- 所属団体への周知

実務者会議（定期的）

構成メンバー（実務責任者）

- 子育て支援部：児童保育課長・幼児教育研究所長
- 健康福祉部：健康医療課長・障害者福祉課長・保護課長
- 教育部：学務課長・学校教育課長・青少年育成課長・人権同和教育室長
- 市民部：男女平等推進センター長
- 総合支所：保健福祉課長（4人）
- 健康推進協議会事務局次長
- 児童相談所○県久留米保健福祉環境事務所高齢者児童家庭課
- 警察署
- 医師会
- 民生委員・主任児童委員部会
- 私立幼稚園・保育所連盟○その他市長が指定する者

内容

各機関の虐待に対応する部署の実務の責任者や統括者で構成され、（年に3～4回開催予定）具体的な援助に関する役割分担、共通認識や援助方針の形成、援助ベースの調整などを行う。

会議における協議事項として、次のようなものが考えられる。

- 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった問題を更に検討する
- 被虐待児童の実態把握や、援助ケースの総合的な把握・検討評価
- 虐待についての情報交換や研修活動を行う
- 代表者会議への活動報告

個別ケース検討会議（随時）

構成メンバー（直接関わる担当者）…事務局にて該当機関を召集

- 子育て支援部：児童保育課（保育所、子育て支援センター）・幼児教育研究所
- 健康福祉部：健康医療課・障害者福祉課・保護課
- 教育部：学務課・学校教育課・青少年育成課・人権同和教育室
- 市民部男女平等推進センター○総合支所保健福祉課○健康推進協議会
- 児童相談所○県久留米保健福祉環境事務所高齢者児童家庭課
- 警察署
- 医師会
- 地区主任児童委員
- 私立幼稚園・保育所
- その他市長が指定する者

内容

会議における協議事項として、次のようなものが考えられる。

- 虐待の状況の把握や問題点の確認
- 各機関の援助の経過、現状の確認
- 援助方針の確立と役割分担の検討、確認
- 実際の援助、介入方法等（援助のシナリオ）の検討
- ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- 次回会議の検討

調整機関（事務局） 家庭子ども相談課

○意義

地域協議会の運営の中核となっており、関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う。

そのための調整機関は、家庭子ども相談課が行う。

○内容

調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、児童に対する支援が適切に実施されるよう、児童に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

調整機関の業務として、以下の業務が想定される。

①地域協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・地域協議会の議事運営
- ・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

②情報及び支援状況の総括

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む）

児童虐待発見後のフローチャート

